

大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市域における地球温暖化対策の一環として、本市の再生可能エネルギー資源の利活用及び住宅の省エネルギー化の一層の促進を図るため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム又は家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置する者に対し、予算の範囲内で大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象システム)

第2条 補助金の対象となる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及び家庭用リチウムイオン蓄電池システム（以下「対象システム」という。）は、未使用品であって、別表に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの期間で対象システムを設置し、又は対象システム付き住宅の引渡しを受ける者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者であって、その居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に対象システムを設置するもの
- (2) 市内において新築した住宅又は取得した住宅に対象システムを設置し、当該住宅に自ら居住する者
- (3) 市内において対象システム付き住宅を取得し、当該住宅に自ら居住する者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 対象システムを設置する住宅が自己又は同居する親族の所有でない場合において、対象システムの設置について、当該住宅の所有者の書面による同意を受けていないとき。
- (3) 第9条の実績報告書の提出の日において、前項各号に掲げる住宅の所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳

に記録されていないとき。

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、50,000円又は対象システムの設置費の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない方の額とする。

- 2 補助金の交付は、1世帯につき、1対象システムあたり1回限りとする。ただし、世帯を別にする場合であっても、既に補助金の交付を行った対象システムには交付しない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置等同意書（様式第2号。対象システムを設置する住宅が補助金の交付を受けようとする者又はその者と同居する親族の所有でない場合に限る。）
- (2) 委任状（申請手続事務を第三者に代行させる場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に係る書類の提出は、申請者等が直接持参するものとする。

3 市長は、第1項に規定する期間内に交付申請書を提出した者から受理した申請に係る補助金の申請額の合計額が予算額を超えたときは、抽選の方法により補助金の交付予定者並びに補欠者及びその順番を決定するものとする。

（交付又は不交付の決定）

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象システムの設置又は対象システム付き住宅の取得に係る計画内容を変更するときは、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、対象システムの区分を変更することはできない。

2 計画内容の変更により補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入計画変更承認・不承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者又は補助事業者は、やむを得ない理由により対象システムの設置又は対象システム付き住宅の取得を中止するときは、速やかに大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付申請取下届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から前項の届出書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び請求)

第9条 補助事業者は、対象システムの設置又は対象システム付き住宅の引渡しが完了したときは、別に定める日までに、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第8号）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書兼交付請求書の提出は、同項の補助事業者等が直接持参するものとする。

3 第1項の別に定める日までに同項の実績報告書兼交付請求書の提出がなかったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書兼交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(管理)

第11条 補助事業者は、対象システムの設置の日から法定耐用年数が経過するまでの期間中、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費に充てなければならない。

2 補助事業者は、対象システムの設置の日から法定耐用年数が経過するまでの期間中に、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由により対象システムが損傷若しくは滅失したとき、又は対象システムを処分しようとするときは、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、対象システムの設置に関する書類及び帳簿等を当該対象システムに係る補助金の交付が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（使用状況等の報告）

第12条 市長は、補助事業者に対し、対象システムの使用状況等について報告を求めることができる。

（確認及び検査）

第13条 市長は、補助金の交付について円滑な推進を図るため、その職員に補助事業者の住宅に立ち入り、対象システムの状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

対象システムの区分	要件
家庭用燃料電池コー ジェネレーションシステ ム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池 コージェネレーションシステムとして指定したもの
家庭用リチウムイオン蓄 電池システム	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅にお けるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支 援事業）交付要綱（平成30年3月19日環地温発第 18031928号）の規定に基づき、一般社団法人環 境共創イニシアチブが行う二酸化炭素排出抑制対策事業 費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネル ギー・ハウス（ZEH）化支援事業）の交付の対象とし て指定されているもの（令和4年2月1日から同年3月 31日までの間に当該システムを設置し、又は当該シス テム付き住宅の引渡しを受ける場合にあつては、令和4 年4月1日付け環地温発第22033019号による改 正前の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネッ ト・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住 宅における低炭素化促進事業）交付要綱（平成30年3 月19日環地温発第18031928号）の規定に基づ き、一般社団法人環境共創イニシアチブが行う二酸化炭 素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネル ギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素 化促進事業）の交付の対象として指定されているもの）